

令和7年第1回定例会議案説明資料

- 1 議案第1号 専決処分について(令和6年度千葉市一般会計補正予算(第6号)
令和6年12月17日) 中所管
令和6年度価格高騰重点支援給付金 P3
- 2 議案第2号 令和6年度千葉市一般会計補正予算(第7号) 中所管
生活保護事業費 P5
生活保護費等国庫負担金等償還金 P7
定額減税調整給付金に伴う不足額給付 P9
社会福祉基金積立金 P11
ハーモニープラザにおける光熱費高騰対応 P13
特定医療費(指定難病)助成事業 P15
予防接種事業 P17
病院事業繰出金 P19
動物愛護基金積立金及び
議案第35号 千葉市動物愛護基金条例の制定について P21
千葉市斎場管理運営事業繰出金及び
議案第4号 令和6年度千葉市霊園事業特別会計補正予算(第2号)
千葉市斎場管理運営事業 P23
大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業(繰越明許の設定) P25
高齢者施設における災害対応等整備事業(繰越明許の設定) P27
高齢・障害事業所等に対する物価高騰対策支援事業(繰越明許の設定) P29
障害者総合支援扶助事業 P31
- 3 議案第3号 令和6年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
基金積立金 P33
- 4 議案第33号 千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について P35
- 5 議案第34号 千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員
等の基準に関する条例の一部改正について P37
- 6 議案第36号 千葉市国民健康保険条例の一部改正について P39
- 7 議案第37号 千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部
改正について P41
- 8 議案第38号 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部改正について P43

【議案第1号】

専決処分について（令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）
令和6年12月17日）中所管

【令和6年度価格高騰重点支援給付金】

専決処分について（補正予算書） P9

1 補正理由

国において、食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金の支援を行う。また、子ども1人当たり2万円を加算することが決定されたため、必要な経費を補正し、繰越明許の設定を行うものである。

2 補正予算額

3,792,500千円（繰越明許費）

【財源】 国庫支出金 3,792,500千円

3 事業概要

物価高騰による家計への影響が大きい令和6年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の現金を給付する。また、子ども加算として、この世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円を加算する。

基準日	令和6年12月13日において本市に住民登録がある方
対象世帯	・住民税非課税世帯 約110,000世帯 ※子ども加算の対象児童 (約10,000人)
支給額	1世帯当たり3万円 ※18歳以下の児童を扶養している世帯については、児童1人当たり2万円を加算
申請方式	プッシュ型（支給決定通知書） 確認書 要申請
支給開始日	令和7年3月（予定）

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

[生活保護事業費]

補正予算書 P37

1 補正理由

生活保護事業費について、令和6年度決算見込額が、医療扶助費及び介護扶助費の増加により、令和6年度当初予算額を上回り、当該扶助費に不足が生じる見込みであるため、補正するものである。

2 補正予算額

200,000千円

【財源】 国庫負担金 150,000千円（3/4）
一般財源 50,000千円

3 概要

(1) 主な扶助費の内訳

(単位：千円)

		当初予算額	決算見込額	補正予算額
扶助費内訳	生活扶助等	20,280,000	19,874,000	▲406,000
	医療扶助	15,940,000	16,503,000	563,000
	介護扶助	1,280,000	1,323,000	43,000
合計		37,500,000	37,700,000	200,000

(2) 財源内訳

(単位：千円)

		当初予算額	決算見込額	補正予算額
歳出予算額		37,500,000	37,700,000	200,000
財源内訳	国庫負担金(3/4) ※1	27,607,500	27,757,500	150,000
	その他 ※2	690,000	690,000	0
	一般財源	9,202,500	9,252,500	50,000

※1 国庫負担金は、歳出予算額から生活保護法第63条、第78条の返還金・徴収金を控除した額の3/4

※2 その他は、生活保護法第63条、第78条の返還金・徴収金の額

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

[生活保護費等国庫負担金等償還金]

補正予算書 P33、37

1 補正理由

令和5年度生活保護費等国庫負担金等が超過交付となったことから、令和6年度中に超過額を償還する必要があるため、補正するものである。

2 補正予算額

501,303千円

【財源】 一般財源

501,303千円

3 補正内訳

国庫負担金等

(単位:千円)

令和5年度	交付決定額 (ア)	確定額 (イ)	超過額 (ア) - (イ)
生活保護費等 国庫負担金	27,734,399	27,277,345	457,054
生活困窮者就労準 備支援事業等国庫 補助金	207,230	191,558	15,672
生活困窮者自立 相談支援事業費等 国庫負担金	70,273	41,696	28,577
合計	28,011,902	27,510,599	501,303

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

〔定額減税調整給付金に伴う不足額給付〕

補正予算書 P9

1 補正理由

今年度、定額減税しきれないと見込まれる方へ調整給付金を支給したが、令和6年分の所得税額が確定したことにより、当初の調整給付額に不足額が生じる方等に対し、令和7年中に給付するために必要な経費を補正し、繰越明許の設定を行うものである。

2 補正予算額

3,912,000千円（繰越明許費）

【財源】 国庫支出金 3,912,000千円

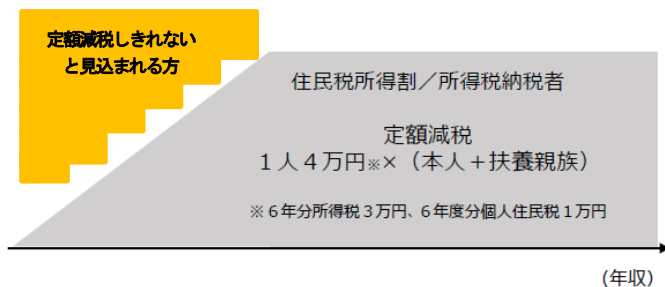
3 事業概要

	令和6年分所得税額が確定したこと等により、当初の調整給付額に不足額が生じる方	定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象外であった方（青色・白色事業専従者等）
基準日	令和7年1月1日において本市に住民登録がある方	
支給額	平均 35,000円	原則 40,000円
対象者数	約82,000人	約18,000人
支給総額	3,590,000千円	
申請方式	・支給実績口座への振込 ・確認書（プッシュ型）・要申請	要申請
支給開始日	令和7年8月（予定）	

<スケジュール>

- 令和7年2月・・・補正予算措置
- 7月・・・コールセンター等開設
- 8月上旬・・・申請案内発送
- 8月下旬・・・支給開始
- 10月・・・申請期限
- 12月・・・支給完了

(参考)



【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

[社会福祉基金積立金]

補正予算書 P34

1 補正理由

市民などからの寄附金を社会福祉基金に積み立てるものである。

2 補正予算額

109,000千円

【内訳】

(千円)

項目	当初予算額 (a)	決算見込額 (b)	補正予算額 (b)-(a)
寄附金収入	0	109,000	109,000
基金運用収入	608	608	0
合計	608	109,608	109,000

(参考) 社会福祉基金の概要

①基金の目的

障害者（児）、高齢者、児童、母子・父子家庭等の社会福祉の増進を図るために要する費用の財源を積立てるもの。

②充当事業等について

社会福祉法人等に対して、市内の社会福祉施設等の充実並びに福祉に関する活動及び研修の支援等を図るための事業に充当する。

③基金残高等

(単位：千円)

令和5年度末基金残高			598,443
令和6年度	収入	寄附金額（4月～12月末）	46,915
		寄附金額（1月～3月の見込額）	62,085
		運用収入見込額	608
		合計	109,608
充当予定			79,928
令和6年度末基金残高見込			628,123

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

[ハーモニープラザにおける光熱費高騰対応]

補正予算書 P 3 3

1 補正理由

ハーモニープラザの安定した施設運営のため、指定管理者（千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体）に対し、光熱費高騰に対する支援を実施する。

2 補正予算額

15,126千円

【財源】 国庫支出金 15,126千円

3 事業概要

光熱費の高騰により、令和6年度の管理運営費に収支不足が発生している施設の指定管理者に対し、相当する額を支援する。

4 今後の予定

令和7年3月 支援金の申請受付

5月 支援金の支払い

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

〔特定医療費（指定難病）助成事業〕

補正予算書 P 38

1 補正理由

特定医療費（指定難病）助成事業において、受給者数の増加により支給決定件数が増加し、扶助費に不足が見込まれるため、補正するものである。

2 補正予算額

185,005千円

【財源】	国庫支出金	92,502千円
	一般財源	92,503千円

3 事業概要

(1) 事業目的

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るため、医療費の一部を助成する。

(2) 対象者

指定難病の診断を受けており、国が定めた病状の基準を満たしている者等

(3) 対象疾病

341疾病

(4) 支給決定件数見込等

	年度末 受給者数(人)	支給決定 件数(件)	1件当たりの 医療費(円)	扶助費 (千円)
令和5年度決算	7,676	106,218	16,287	1,785,196
令和6年度当初予算	7,857	102,316	16,601	1,751,824
決算見込	7,926	112,541	16,327	1,936,829
2月補正				185,005

(参考) 医療費の負担割合

自己 負担	難病 公費 負担	保険者負担（法定給付）	
		高額 療養費	療養の給付
2割	1割		7割
上限額あり (最高3万円)	国費 市費		

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

[予防接種事業]

補正予算書 P38

1 補正理由

予防接種事業について、HPVワクチンのキャッチアップ接種が最終年度となり、駆け込みでの接種が増加したことなどにより、小児向けの定期予防接種の委託料が不足する見込みとなったことから、所要の経費を補正するものである。

2 補正予算額

808,019千円

【財源】 一般財源 808,019千円

【内訳】 医療機関への委託料 79,526千円

ワクチン購入費 728,493千円

3 事業概要

(1) 事業目的

感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施する。

(2) 執行額見込

当初予算額 1,916,752千円

必要額 2,724,771千円

不足額 808,019千円

(参考)

HPVキャッチアップ制度の概要

対象者 定期接種期間中に積極的勧奨が差し控えられ、ワクチン接種の機会を逃した平成9年4月2日～平成20年4月1日生の女性のうち、HPVワクチンの接種を受けていない者

実施期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

接種回数 3回

自己負担 なし

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

〔病院事業繰出金〕

補正予算書 P39

1 補正理由

人事委員会勧告を受け、令和6年4月に遡及して給与改定が行われることに伴い、本定例会において病院局で編成する給与費に係る補正予算のうち、一般会計から病院事業会計への負担金の繰出しで対応する部分について補正するものである。

2 補正予算額

114,690千円

【財源】 一般財源

114,690千円

3 繰出金の内容

病院局で編成する給与費に係る補正予算286,724千円のうち、国が定める基準に基づき、一般会計負担金で対応する政策医療に係る経費について、病院事業会計に負担金を繰り出す。

※病院事業会計における2月補正予算の内容

(単位：千円)

区分	補正前の額 (A)	給与改定所要額	不用見込額	補正額 (B)	補正後の額 (A)+(B)
給与費	11,944,357	386,254	△99,530	286,724	12,231,081

**【議案第2号】令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管
〔動物愛護基金積立金〕**

【議案第35号】千葉市動物愛護基金条例の制定について

補正予算書	P 3 8
議案書	P 4 1

1 目的

動物の愛護を推進するための事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置するとともに、令和6年度に受領した寄附金を動物愛護基金に積み立てるものである。

2 条例制定の背景

- (1) 今後、より一層、動物愛護の推進、動物福祉の充実のための事業に取り組む必要があること
- (2) 「動物愛護事業の推進」のために寄せられる寄附件数、寄附額が年々増え続けており、これらの寄附を有効に活用するための受け皿が必要であること

3 積み立てる金額

- (1) 市の積立金額（今年度受領する寄附金額）
- (2) 基金への積立てを指定された寄附金額
- (3) 市長が基金への積立てを適当と認める寄附金額

4 令和6年度積立額（補正予算額）

45,000千円

【財源】 寄附金 45,000千円

5 基金の活用

動物愛護の推進につながる以下の事業の実施に必要な経費の財源として活用する。

- (1) 動物の適正飼養に係る普及啓発事業
- (2) 収容動物の譲渡促進及び福祉向上に係る事業
- (3) 収容動物の管理に係る施設、設備及び機器類の整備事業
- (4) その他の動物愛護関連事業

6 施行期日

公布の日

【議案第2号】

**令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管
[千葉市斎場管理運営事業繰出金]**

【議案第4号】

**令和6年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）
[千葉市斎場管理運営事業]**

補正予算書 P38、75～81

1 補正理由

昨今のエネルギー価格の高騰に伴う電気・ガス料金の上昇により、千葉市斎場管理運営事業における当該経費の不足が見込まれる。

このような状況を踏まえ、一般会計を補正した上で、千葉市霊園事業特別会計に繰出し、令和6年度の当該特別会計予算を増額補正するものである。

2 補正予算額

39,802千円

3 補正内訳**(1) 一般会計（歳出）**

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
繰 出 金	113,190	152,992	39,802

※ 財源は、全て一般財源

(2) 霊園事業特別会計**ア 歳入**

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
一般会計繰入金	113,190	152,992	39,802

イ 歳出

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
指定管理委託料	369,147	408,949	39,802

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

【大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業（繰越明許の設定）】

補正予算書 P9

1 補正理由

介護人材確保を目的とした大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業について、今年度中の事業完了を予定していたが、県から本市への交付決定が遅れたことに伴い、事業実施者（1者）の事業着手にも遅れが生じ、今年度中の事業完了が困難になったことから、繰越明許の設定を行うものである。

2 補正予算額

8,928千円（繰越明許費）

【財源】 県支出金

8,928千円

3 事業概要

（1）事業目的

介護人材確保に向けた方策の一つとして、介護現場の負担軽減につながる介護ロボット、ICTの普及促進を図る。

（2）事業内容

施設の大規模修繕と併せて効率的な導入を行うことを条件に、介護ロボット本体の導入や通信環境整備等に必要な経費を補助する。

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

〔高齢者施設における災害対応等整備事業（繰越明許の設定）〕

補正予算書 P9、34

1 補正理由

高齢者施設における防災対策等を推進し、施設利用者の安全・安心を確保するため、国が補正予算化した地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、非常用自家発電設備等の整備を希望する事業者に対して補助を行うことにより、緊急災害に備える体制等を整備するため、必要な経費を補正し、繰越明許の設定を行うものである。

2 補正予算額

146,619千円（繰越明許費）

【財源】 国庫支出金 110,369千円
市債 35,000千円
一般財源 1,250千円

3 事業概要

(1) 補助率、補助上限額

事業名	定員30人以上(特養・老健等)	定員29人以下(生活支援ハウス・GH等)
非常用自家発電設備整備事業	補助率：国1/2、市1/4、事業者1/4 補助上限無し	補助率：国10/10 補助上限額：773万円
大規模修繕等事業	補助対象外	補助率：国10/10 補助上限額：773万円

(2) 補助内訳

区分・事業	か所	予算額
合計	8か所	146,619千円
非常用自家発電設備整備事業	6か所	131,940千円
特別養護老人ホーム	1か所	37,500千円
介護老人保健施設	2か所	71,250千円
認知症高齢者グループホーム	2か所	15,460千円
生活支援ハウス	1か所	7,730千円
大規模修繕等事業	2か所	14,679千円
認知症高齢者グループホーム	2か所	14,679千円

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

【高齢・障害事業所等に対する物価高騰対策支援事業（繰越明許の設定）】

補正予算書 P9、34

1 補正理由

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている高齢・障害事業所等に対し、光熱費、食材費、車両燃料費の負担増に対する支援金を支給するための経費について補正し、繰越明許の設定を行うものである。

2 補正予算額

295,000千円（繰越明許費）

【財源】 国庫支出金 295,000千円

3 事業概要

(1) 対象施設等

高齢・障害の入所施設、通所・訪問事業所等 約2,100か所

(2) 支給額の考え方

千葉県が対象としない施設等を支給対象とすることで均衡を図ることに加え、物価が高止まりしていることを踏まえ、県が対象とする施設を含めて上乗せ支給を行う。

<1施設・事業所当たりの支給額等>

区分	種別	千葉県	千葉市		合計	
			支給基礎額	加算額		
高齢	入所 特養、老健、GH等 生活支援ハウス	17千円×定員	—	250千円	17千円×定員 +250千円	
		—	17千円×定員			
	通所	通所介護等 定員19人以上	210千円	—	100千円	[定員19人以上] 310千円
		定員18人以下	80千円	—		[定員18人以下] 180千円
通所リハ 等	定員19人以上	—	210千円			
	定員18人以下	—	80千円			
障害	入所	障害者支援施設	15千円×定員	—	250千円	15千円×定員 +250千円
		グループホーム	11千円×定員	—	250千円	11千円×定員 +250千円
	通所	生活介護等	30千円	—	100千円	130千円
共通	訪問	訪問介護等 訪問入浴	10千円	—	150千円	[訪問入浴] 160千円
		その他	10千円	—	100千円	[その他] 110千円
	訪問	居宅介護支援等	—	10千円	100千円	

4 今後の予定

令和7年 5月から 各事業所への周知、申請受付開始
 6月から 支給決定・各事業所への支給

【議案第2号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

[障害者総合支援扶助事業]

補正予算書 P34

1 補正理由

障害者介護給付等事業や障害児通所給付等事業などにおいて、介護者の高齢化やサービス提供事業者の増加等により、サービス利用が当初の見込みを上回ったことに加え、報酬改定の影響もあり、障害者総合支援扶助事業費に不足が見込まれるため、補正するものである。

2 補正予算額

4,934,931千円

【財源】 国庫支出金 2,467,465千円（1/2）
 県支出金 1,233,732千円（1/4）
 一般財源 1,233,734千円（1/4）

(単位：千円)

予算現額 (a)	決算見込額 (b)	補正予算額 (a-b)
29,599,768	34,534,699	4,934,931

3 事業概要

(1) 事業目的

障害者（児）の自立した日常生活、就労等を支援するため、障害福祉サービスの給付等を行う。

(2) 事業内容

- ア 障害者介護給付等事業…常時介護を要する障害者に対し、施設等において、食事や入浴等の介護を行う「生活介護」等
- イ 障害児通所給付等事業…就学している障害児に対し、施設等において、療育訓練などを行う「放課後等デイサービス」等

【議案第3号】

令和6年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第7号）

[基金積立金]

補正予算書 P68~74

1 補正理由・概要

(歳入補正)

(1) 繰越金（前年度決算剰余金）

令和5年度決算で生じた決算剰余金、約1億5千万円を今年度予算に繰越金として受け入れ、歳入の増額補正を行う。

(2) 県支出金（保険給付費等交付金減額分）

令和5年度に超過交付となった県からの保険給付費等交付金が、令和6年度の交付金から差し引かれるため、歳入の減額補正をするものである。

(歳出補正)

(1) 国民健康保険財政調整基金積立金

上記、前年度決算剰余金から県支出金減額分を差し引いた金額を、国民健康保険の財政運営に活用するための基金に積み立てるものである。

2 補正予算額

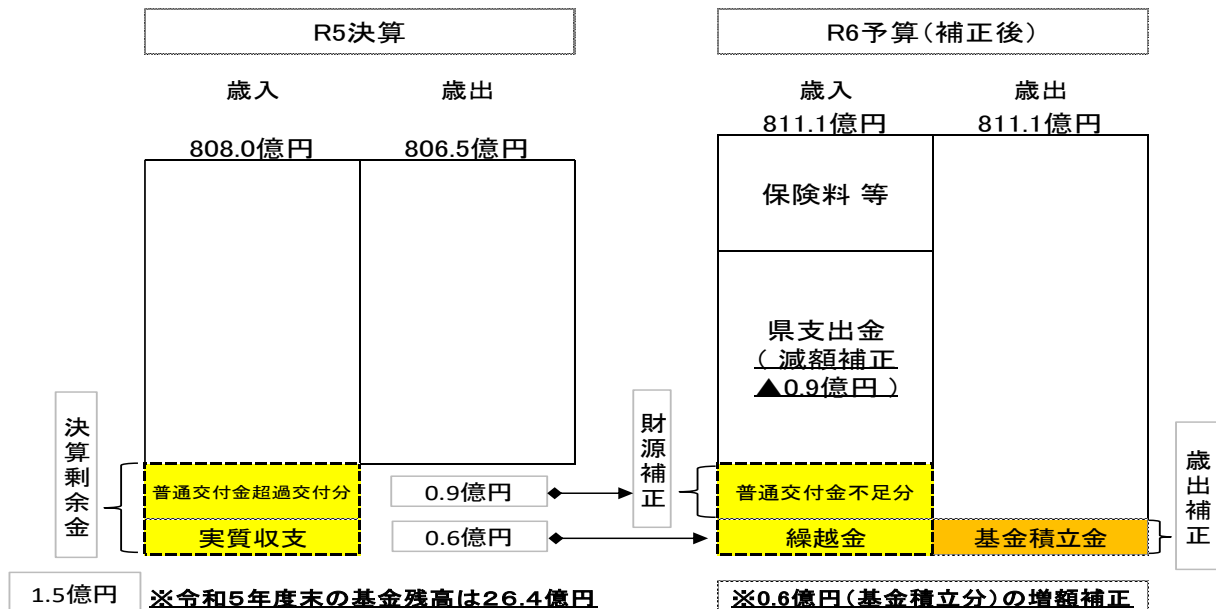
(歳入補正)

- (1) 繰越金 153,642千円
- (2) 県支出金（保険給付費等交付金減額分） △93,401千円

(歳出補正)

- (1) 国民健康保険財政調整基金積立金 60,241千円

(参考) イメージ図



【議案第33号】

千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案書 P36

1 趣旨

「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、救護施設及び更生施設は入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととするほか、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正により、救護施設及び更生施設（以下「保護施設」という。）は、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないとされたことを踏まえ、本市の保護施設においても同様とする改正を行う。

(2) 現在、栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされているが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとされた（令和7年4月1日施行予定）。これを踏まえ、職員の配置基準を次の通り改正する。

【改正前】 栄養士 【改正後】 栄養士又は管理栄養士

3 施行期日

公布の日。ただし、栄養士を栄養士又は管理栄養士に改める改正は令和7年4月1日。

4 本市の保護施設等の状況

施設数及び入所者数（令和6年12月1日現在）

	救護施設
施設数	1施設
入所者数	100人

【参考】 保護施設等

生活保護法に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設及び社会福祉法に規定する事業授産施設。

【議案第34号】

千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の
基準に関する条例の一部改正について

議案書 P38

1 趣旨

人材確保が困難となっている現状を踏まえた介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センター（本市では、あんしんケアセンター。以下「センター」という。）の人員等に関する基準を改めるため、条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

(1) 職員配置の柔軟化

ア 常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会（本市では、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会。以下「協議会」という。）が必要と認めるときは、常勤換算の方法※によることを可能とする。

※例えば、週3日勤務（0.6人）＋週2日勤務（0.4人）＝1.0人（常勤換算）とすることが可能。

イ 協議会が必要と認めるときは、複数のセンターが担当する区域（本市では、区単位）を一の区域として、一のセンターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）の常勤の職員の員数を当該区域全体で配置※することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。

ただし、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちのいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならない。

※例

圏域	配置人数		配置人数
A圏域	4人	⇒	<u>3人</u>
B圏域	4人		4人
C圏域	4人		<u>5人</u>
計	12人		12人

3 施行期日

公布の日

【議案第36号】

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

議案書 P 4 3

1 趣旨

国民健康保険法の一部改正により退職者医療制度の経過措置が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

退職者医療制度に係る規定の削除等

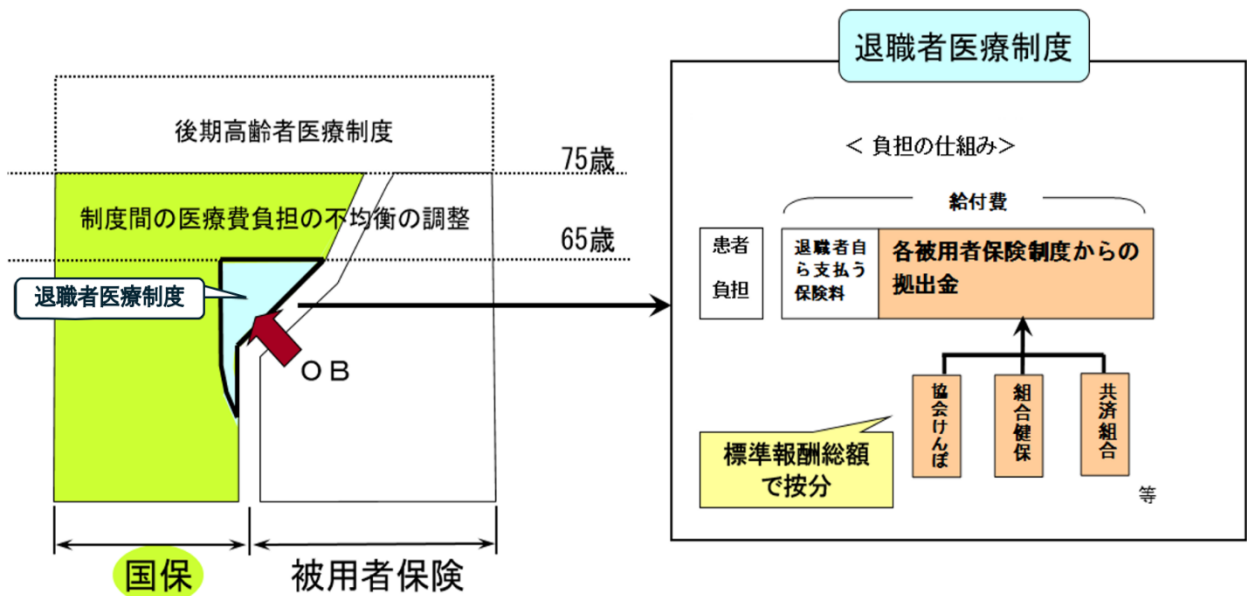
3 施行期日

公布の日

<参考>

退職者医療制度の概要

- (1) 退職者医療制度とは、国民健康保険加入者の負担を抑え、適正な財政運営につなげるため、長年会社などに勤めて退職し、年金受給者になった方とその被扶養者が対象となる制度。
- (2) 退職被保険者本人および被扶養者の給付費は、退職被保険者自ら支払う保険料と各被用者保険制度からの拠出金によって賄われる。
- (3) 制度は、平成20年度末で廃止となったが、平成27年3月31日以前に退職者医療制度の対象となった方は経過措置により、退職被保険者として扱いが継続されていた。



【議案第37号】

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

議案書 P 6 2

1 趣旨

水道法施行令の一部改正に伴い、千葉市が設置する専用水道^{※1※2}の水道技術管理者^{※3}の資格要件を改めるため、条例の一部を改正する。

【参考】

- ※1 専用水道：自家用の水道として居住等に必要の水を供給しかつ、ア、イのいずれかに該当するもの
 - ア 水源に井戸水が含まれる場合
 - (ア) 団地、病院、特別養護老人ホーム等で100人を超える居住者等に給水するもの
 - (イ) デパート、旅館、レジャー施設等で1日最大給水量が20立方メートルを超えるもの
 - イ 水源が県営・市営水道のみの場合
 - 受水槽有効容量が100立方メートルを超えるもの
- ※2 本市が設置する専用水道施設（計4施設）
 - ①千葉市こてはし温水プール・花見川いきいきプラザ
 - ②若葉いきいきプラザ、③千葉市立青葉病院、④千葉市地方卸売市場
- ※3 水道技術管理者：安全な水道水を供給するために、水道施設の管理、衛生上必要な措置などの業務に従事し、及びこれらの業務に従事する職員を監督する責任者。

2 改正内容

市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格要件について、以下のとおり改正する。
(1) 学歴・学科の資格要件のうち、大学の土木工学科（又はこれに相当する過程）を卒業した場合に必要とされる学科目の規定を廃止するとともに、必要な実務従事経験年数を一律「3年以上」に見直す。

	旧		新
課程	大学の土木工学科（又はこれに相当する課程）		同左
学科目	衛生工学若しくは水道工学に関する学科目	左記以外の学科目	修めた学科目に 関わらず
実務従事経験年数	2年以上	3年以上	3年以上

(2) 水道技術管理者に求められる実務従事経験年数が通常の半分に緩和される専用水道の規模を、1日最大給水量「1,000立方メートル以下」から「10,000立方メートル以下」に拡大する。

3 施行期日

令和7年4月1日

【議案第38号】

千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案書 P65

1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令改正に伴い、本市の千葉県指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものである。

2 改正内容

現在、栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされているが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも管理栄養士国家試験を受けることができることとされた（令和7年4月1日施行）。

これを踏まえ、施設の職員の配置基準等を次のとおり改正する。

【改正前】 栄養士 【改正後】 栄養士又は管理栄養士

3 改正する条例

- (1) 千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 千葉県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (7) 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 千葉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (14) 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 施行期日

令和7年4月1日